

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新開示告示」という。）第二条第七項（新開示告示第四条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第四号（第一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第六項（新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第四号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。